

「糖尿病」、「高血圧症」、「脂質異常症」で 通院中の患者さまへ

令和6年6月1日から診療報酬が改定になります。

厚生労働省からの指示により、「糖尿病」、「高血圧症」、「脂質異常症」で通院中の患者さまには、生活習慣病管理料(Ⅱ)を算定し、

『療養計画書』を作成して指導することが必須となりました。

ご受診の際には、『療養計画書』をお渡ししますが、この『療養計画書』作成時には、患者さまの署名が必要になりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。



ひまわりクリニックきょうごく